

2015年12月3日

株式会社TBSテレビ  
代表取締役社長 武田信二 様  
報道局長 西野智彦 様  
「NEWS 23」担当各位

**「NEWS 23」岸井成格アンカーにたいする攻撃に屈せず、報道における言論・表現の自由を断固守るよう求めます**

## 放送を語る会

拝啓。時下ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて 貴社のニュース番組「NEWS 23」の岸井成格アンカーに対し、「放送法遵守を求める視聴者の会」なる団体が、新聞2紙に意見広告を出し、岸井氏を名指しして批判したことはご存じのことと思います。

呼びかけ人には、「安倍総裁を求める民間人有志の会」の発起人が含まれているほか、日本軍「慰安婦」や南京事件を否定する右派文化人が名を連ねています。

現政権とつながりが深いと推測される人々による大がかりな攻撃が功を奏するようなことがあれば、放送における言論、表現の自由は危機に直面します。テレビ報道を長く見守ってきた視聴者団体として、重大な懸念を表明せざるをえません。

意見広告は、岸井氏の「廃案へ声をあげ続けよう」という発言を、放送法第4条違反と攻撃し、放送局を管轄する総務省に善処を求めています。

しかし、「政治的に公平であること」などの第4条は、放送局の自律的な努力を求める倫理規定だというのがメディア研究者の一致した見解です。もしこの規定を根拠に放送内容が規制されれば、放送における言論、表現の自由は根底から覆ります。

放送法は、法の目的を、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」(第1条)としています。放送にこのような自律を保障しようとする放送法が、第4条による放送内容の規制を認めることはあり得ません。

意見広告は、前記の岸井氏の発言だけを取り上げていますが、先般成立したとされる安保法案は、海外での自衛隊の武力行使を一気に拡大するものであり、国民の6割が反対し、8割近くが先の国会での成立に反対したものです。ほとんどの憲法学者が違憲と主張し、立憲主義の危機を訴えました。

岸井アンカーはこうした状況の取材を通して、採決を強行せず、時間をかけて審議する必要性を指摘し続けていました。

ところが、政府・与党は強引に法案を強行採決しました。これにたいして岸井氏が「廃案」を主張したのは、政治権力を監視し、批判する役割を持つジャーナリストとして当然の行為でした。視聴者市民はそのようなジャーナリストの声を聴き、主張が妥当かどうか自ら判断すればよいと考えます。

報道によれば、岸井氏を「NEWS 23」から降板させる動きがあると伝えられています。もし、今回の意見広告のあとに、このようなことが行われれば、これはわが国のテレビジャーナリズムの死を意味します。

貴社に対して、このような特定の勢力の攻撃、圧力に屈することなく、放送における言論、表現の自由を断固として守りぬかれるよう、強く求めます。 敬具。